

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和元年12月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和元年12月9日(月曜日)

午前9時32分開議

午前11時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第16号 熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例の制定について

議案第20号 工事請負契約の締結について

議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①CSF、ASFについて
- ②平成30年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について
- ③第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画(案)について
- ④営農再開の進捗状況等について

出席委員(8人)

- 委員長 早田 順一
- 副委員長 高島 和男
- 委員 前川 収
- 委員 西 聖一
- 委員 高木 健次
- 委員 岩本 浩治
- 委員 西村 尚武
- 委員 坂梨 剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 誠 治

政策審議監 竹内 信義

生産経営局長 山下 浩次

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀 英雄

水産局長 山田 雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩

団体支援課長 門崎 博幸

流通アグリビジネス課長 井上 克浩

農業技術課長 酒瀬川 美鈴

農産園芸課長 下田 安幸

政策監 徳永 浩美

畜産課長 上村 佳朗

農地・担い手支援課長 楮本 亮治

農村計画課長 福島 理仁

農地整備課長 渡辺 昌明

むらづくり課長 清藤 浩文

技術管理課長 楢本 隆男

森林整備課長 松木 聡

林業振興課長 入口 政明

森林保全課長 大岩 禎一

水産振興課長 中原 康智

漁港漁場整備課長 菰田 武志

農業研究センター所長 川口 卓也

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康夫

政務調査課主幹 西村 哲治

午前9時32分開議

○早田順一委員長 それでは、ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。着座にて失礼いたします。

初めに、10月の管外視察では、同行させていただき、ありがとうございました。現地の取り組みや各委員からいただきましたさまざまな御意見、御提案は、今後の施策に役立ててまいります。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、主要農作物種子の生産等に関する対応です。

さきの9月定例会本会議におきまして、知事が、農家の方々の不安払拭のため、優良種子の生産と安定供給を今後も継続するとの県の姿勢をより明確に示すべきとの判断のもと、条例の提案に向け準備を進めてまいりる旨表明したところですが、パブリックコメント等の手続を経た上で、今定例会に条例案を提案しているところです。

条例案には、種子産地の生産体制が将来にわたり維持できるよう、産地強化計画を策定するなど県独自の条項も設けており、今後とも主要農作物種子の安定的な生産及び供給に努めてまいります。

2点目は、CSF、ASFに対する防疫対策です。

国は、豚の飼養衛生管理基準を改正し、来年4月から農場内への野生イノシシ侵入防止対策を義務化することとしています。このた

め、養豚農場を対象とした野生動物の侵入防護柵を設置する国庫補助事業が創設され、県の上乗せ補助に対して特別交付税措置が講じられることとなりました。

県としましては、本事業を有効に活用すべく、今定例会に県の上乗せ補助に係る補正予算を提案しております。

今後も引き続き、畜産農家の衛生管理を徹底するとともに、国と連携した水際防疫対策を強化するなど、発生予防対策に万全を期してまいります。

3点目は、熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みです。

現時点の営農再開率は99.8%に達しているところですが、山都町に集中する残り0.2%の営農再開を確実にするため、被災農地等の復旧工事を町から県が受託することを含め、人的、技術的支援を重点的に実施してまいります。

また、堤体が被災した西原村の大切畑ダムについては、本定例会に工事契約議案を提案しておりますが、令和6年度からの供用開始を目指し、着実に工事を進めてまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明します。

一般会計補正予算2件、条例関係1件、工事関係1件です。

まず、予算関係では、通常分と職員給与改定分の2件の補正予算がございます。

通常分では、養豚農場への防疫対策や大雨、台風被害に係る林道の復旧等、総額4億8,000万円余の増額補正とともに、年間を通じた事業執行の平準化を図るため、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債の設定、さらには繰越明許費の設定を提案しております。

職員給与改定分では、県人事委員会勧告に基づく給与改定により、3,000万円余の増額補正を提案しております。

この結果、補正後の一般会計、特別会計の予算総額は、768億円余となります。

また、条例等関係では、熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例の制定、大畑畑ダム本体工の工事請負契約の締結を提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、CSF、ASF、平成30年度の野生鳥獣による農作物の被害状況、第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画(案)、営農再開の進捗状況等の4点を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料、11月補正予算関係及び条例等関係の1ページをお願いいたします。

令和元年度11月補正予算総括表でございます。

補正額(B)の欄の一番下をごらんください。

部長からも説明がありましたが、農林水産部全体で4億8,000万円余の増額補正で、補正後の総額は、その右隣、計(A)プラス(B)の欄の一番下になりますが、768億6,300万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、後に各課から順次御説明申し上げます。

次に、お手数ですが、お手元の青い表紙の農林水産常任委員会説明資料、11月補正予算関係追号をお願いいたします。

本資料は、給与改定分の説明資料でございます。

1ページをごらんください。

令和元年度11月補正予算総括表でございます。

今回の追加提案分に係る補正予算につま

しては、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた全庁共通の事柄でございます。

(C)欄の一番下をごらんください。

職員給与改定分補正額として、農林水産部全体で3,400万円余の増額補正で、先ほど御説明申し上げました通常分と合わせますと、補正後の総額は、768億9,700万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の職員給与改定分でございます。

県内の民間給与水準との格差を踏まえ、職員の給与や期末・勤勉手当等の額を引き上げるものです。

(C)の欄の一番下に記載のとおり、農林水産政策課では170万円余の増額補正をお願いしております。

3ページ以降の各課の職員給与改定分補正額につきましても、同様の内容で、1ページの総括表の補正額の欄に記載のとおりでございます。各課からの説明は省略させていただきます。

農林水産政策課からは以上です。

大変失礼いたしました。もう1つ御説明させていただきます。申しわけございません。

もとの資料にお戻りいただきまして、13ページをごらんください。恐れ入ります。

令和元年度11月補正予算、令和元年度繰越明許費でございます。

設定額につきましては、今年度の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額でございます。農林水産部全体で304億3,600万円となっております。

農林水産政策課からは以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費の農業気象対策事業費でございますが、これは、阿蘇火山等の降灰

量等の調査を県下28カ所で行っておりまして、この調査の委託を行うものでございます。調査は、平成27年から実施しておりますが、令和2年度も、年度当初から継続して調査を実施するため、今回補正予算で債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、下段の農業施設災害復旧費の試験研究施設災害復旧費でございますが、これは、台風8号で被災した草地畜産研究所の牛舎屋根が一部剥がれ、その復旧工事に要する経費をお願いするものでございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

家畜衛生・防疫対策事業費の養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業でございます。

右の説明欄にありますように、ASF、いわゆるアフリカ豚コレラの感染防止のため、養豚農場における野生動物侵入防護柵の整備に対して助成するものであります。この防護柵は、CSF、いわゆる豚コレラの感染防止にも有効であります。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

農業生産基盤整備事業費でございます。

国の経済対策においては、補正予算とあわせて、令和元年度ゼロ国債事業の実施を検討されております。

県としましても、債務負担行為の設定を行うことにより、可能な限り国からの割り当て予算を確保したいと考えております。説明欄にあるとおり、農業生産基盤整備事業において、債務負担行為の設定を行うものでござい

ます。

農地整備課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

5ページをお願いします。

2段目の農業総務費の国庫支出金返納金については、説明欄にあるとおり、中山間地域等直接支払交付金の協定面積が、公共事業に伴う用地買収等により減少したことに伴う国庫支出金返納金でございます。

4段目の土地改良費の国庫支出金返納金については、説明欄のとおり、多面的機能支払交付金の持ち越し金及び南関町の目的外使用に係る活動組織からの自主返還に伴う過年度交付金の国庫支出金返納金でございます。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楯本技術管理課長 技術管理課です。

6ページをお願いします。

債務負担行為の追加です。

説明欄記載の調査業務は、農林水産部が発注します公共工事の積算資料とするため、建設資材の取引価格の実態調査を行うものです。4月から業務に取りかかるため、3月までに委託契約する必要がありますので、債務負担行為の追加を行うものです。

以上で技術管理課の説明を終わります。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

7ページをお願いします。

林業総務費に2件ございますが、ともに過去に補助事業を活用した事業地の転用に伴い、補助金等を返還するものでございます。

説明欄2段目の森林環境保全整備事業国庫返納金は、森林整備に要した補助金を国庫へ返納するものです。また、3段目の森林整備

地域活動支援交付金基金事業は、森林経営計画の策定等に要した交付金を県が管理する基金に積み戻すものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

8ページをお願いします。

大雨、台風関連の林道災害復旧費でございます。

右の説明欄にありますように、現年林道災害復旧事業につきましては、被災した林道施設の復旧を行うもので、事業主体である市町村への助成について増額補正をお願いするものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

9ページをお願いします。

債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、五木村宮園地区において、昭和49年度から50年度にかけて、治山事業で整備した落石防止柵の鋼材塗りかえ工事をゼロ県債事業でお願いするものです。

森林保全課は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

10ページをお願いいたします。

水産業振興費について、まず、2件の債務負担行為のお願いをしております。

2段目、内水面漁業振興費は、県内河川における主要水産資源であるアユ種苗の放流を天然稚アユの遡上時期に合わせて行うもの、3段目の浅海増養殖振興事業費については、

生食用カキとして流通するクマモト・オイスターが食品衛生法で定められた衛生基準を満たしているかについて、出荷期間中に定期的に検査を行うものです。

いずれも年度当初から事業を実施するため、年度内に契約を行う必要があり、諸手続や準備期間を考慮しまして、今回の補正予算で債務負担行為の追加をお願いするものです。

4段目の水産資源保護育成事業費で増額の補正をお願いしております。

これは、有明海沿岸4県協調の取り組みとして実施しているアサリ資源等の増殖対策事業につきまして、今回、国の内示増に伴い、アサリ稚貝の着底促進を目的とした網袋の製作、設置などの追加対策を行うため、増額補正をお願いするものです。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

11ページをお願いいたします。

2段目の水産環境整備事業費でございますが、底質環境の悪化により生産力が低下した干潟漁場におきまして、覆砂による環境改善を行い、アサリ等の水産生産量の下支えを図るものです。八代地区における覆砂工事の実施に当たりまして、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるためには、年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、4段目の単県漁港改良事業費でございますが、国庫補助事業の対象とならない小規模で局所的な漁港改良及び海岸施設の整備を行うもので、宇城市にある県管理郡浦漁港への越波対策として、台風時期までに消波ブロックの設置工事を完了させるために、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

下から2段目の漁港施設機能強化事業費で

ございますが、防波堤や岸壁等のかさ上げ改良など、漁港施設の機能強化を図るもので、熊本市にあります県管理塩屋漁港物揚げ場の耐震対策の施工に当たり、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるためには、年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、最下段の漁港関係港整備事業費につきましては、右側説明欄にあります水産物供給基盤機能保全事業におきまして、漁港施設の老朽化及び長寿命化対策として必要な防波堤の補修や泊地のしゅんせつ工事につきまして、塩屋漁港ほか6漁港において、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるために、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

12ページをお願いします。

1段目の水産生産基盤整備事業費でございますが、水産資源の増大及び水産物の安定供給に資する整備に係るもので、市町管理漁港の整備におきまして、市町に対する間接補助事業であり、先ほどと同じく、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるには、年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

議案第16号、熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

14ページから18ページまで条文案を記載しております。

なお、条例制定に係る経過につきましては、最初の農林水産部長からの総括説明の中で説明があったとおりでございます。

それでは、条例の内容を説明させていただきます。

内容につきましては、資料の19ページと20ページに概要として取りまとめているので、説明はこちらの資料で進めさせていただきます。

まず、19ページをお願いいたします。

条例制定の趣旨につきましては、1にありますように、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するため、県が実施する施策に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の条例の内容についてです。

まず、(1)にありますように、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するという目的を第1条に定めます。

次に、(2)にありますように、主要農作物とは、稲、麦、大豆をいうこと等、用語の定義を第2条に定めます。

次に、(3)にありますように、主要農作物の品質の維持、種子産地の維持及び強化等、基本理念を第3条に定めます。

以下、(4)から(18)につきましては、条文中で第4条から18条までになりますが、その構成内容につきましては、廃止された種子法との関連も含めて、次の20ページの資料にまとめておりますので、20ページの資料をもって説明させていただきます。

20ページの一番左に、廃止された種子法の各条の項目を記載しております。

種子法は、主要農作物の種子の生産等を促進するため、圃場審査等の措置を行うことを目的としたものでございまして、内容的には手続を定めた法律でございます。

この法律の廃止を受けて、今回制定する県の条例では、左から2つ目の列に記載しているとおり、その基本として、旧種子法で定められていた内容に対応した条項を定めることとしております。第10条の種子生産を行う圃場の指定から第14条の原種及び原原種の生産までの手続に関する部分と、第8条の普及す

べき主要農作物の品種の決定を定めることとしております。これをもって、旧種子法に定められていた内容は全て盛り込まれます。

なお、今回の県条例では、これに、右下の部分に記載しております旧種子法条項を補完するものとし、種子生産に取り組む基本理念を第3条に整理し、関係者の責務、役割等を明確にするための条項を設けることとしております。

第4条に県の責務を、第5条に採種団体、第6条に種子生産者、第7条に生産者それぞれの役割を定め、第9条では毎年の種子生産計画の策定を、第17条には財政上の措置を定めることとしております。

さらに、これらに加えて、右上の部分に記載しております種子法にはない本県独自の条項を設けることとしております。

具体的には、第15条として、優良種子の生産及び供給を将来にわたり確保するため、中山間地域を中心とした県内の種子産地の維持に必要な生産者、圃場、生産技術、施設、設備といった生産体制を強化します種子産地強化計画の策定を定めることとしております。

また、第16条として、「森のくまさん」「くまさんの輝き」に続くような県内の気候風土に適した稲品種の開発を位置づけることとしております。

以上が条例案の概要についてですが、最後に、この条例の施行時期について御説明申し上げます。

資料19ページにお戻りいただきまして、下から2つ目の(19)にありますように、この条例は、議会の議決をいただければ、その後はできるだけ速やかに施行したほうが県民も安心できると考え、公布の日から施行することとしております。

以上で、熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

す。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

第20号議案、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事です。工事内容は、ダム本体工事です。工事場所は、阿蘇郡西原村小森地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年2月29日までです。契約金額は、63億2,500万円余です。契約の相手方は、熊谷・杉本・藤本・肥後建設工事共同企業体です。契約の方法は、一般競争入札です。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく御願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 畜産課、3ページの家畜保健衛生費の中の家畜衛生・防疫対策事業費であります。養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業ということで予算を組んでいただいております。これは、新規のやつでありますけれども、国のほうからの御支援もあるというふうに向っておりますし、後ほど説明もあるのかもしれませんが、この予算の内訳ですね。そして、これが、結果として、農家に対しての負担率がどう変わって、どうなっていくのか。これは県予算の中身ですけれども、農家負担はどうかという部分につ

いて教えていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、少し関連なんですけれども、これは、あくまで野生動物が入らないようにネットフェンスを中心とした防護柵をやるということで、緊急的な対策としては、それが一番いいと思いますけれども、そもそもですね、非常にふえていると私は思っていますけれども、実態がなかなか数字がつかめないという、9月の代表質問ではそういう話でありましたが、イノシシや野生動物の対策については、もちろん、防ぐために防護柵をどんなに張っても、その外側で——どっちが外か内かわかりませんが、外側でどんどんふえているという、その状況について、どういう——農家ハンターを初めとした努力はしていただいておりますけれども、何か少し変化というんですかね、同じことを繰り返すということじゃなくて、熊本として——動物は動くから、熊本県独自でというのだけではなかなか効果がないかもしれませんが、国にどういう働きかけをしてやるのか、もしくはもう九州各県と話し合いぐらいして、防除対策ですね、除く対策についても考えはないのか、そのことを第1点でお尋ねします。

それともう1つ、種子法の条例については、短期間でよくまとめていただいて、大変ありがたいと思っております。とりわけ、県独自の——済みません。参考資料20ページ、農産園芸課ですね。

とりわけ、県独自の視点の中で、産地をしっかり守るという15条の種子産地強化計画ということや16条の稲品種の開発ということで、両面が守られているということは、非常にいいことだと思ってまして、単に種子を守るということとは——種子だけ守っても、その種子の生産が行われて、それが一般農家の中で使われていくという、その一貫した体制を守っていかなければならないわけでありまして、とりわけ種子産地は、全部じゃないかも

しませんが、ほぼほぼ中山間地域の中にあるというふうに私は認識をいたしております。

そこでは、さっきの話と同様に、農業の中で今大きな天敵として、イノシシや——鹿は余り農業のほうには来ないかもしれませんが、イノシシや猿や鹿との戦いというものもあっているわけでありまして、例えば、こういう種子産地の周辺において、何らかのそういった体制というんですかね、政策という、そういったものも、種子生産という観点の中でお考えいただくような考えはないのか。

以上2点、お尋ねいたします。

○西聖一委員 関連していいですか。

○前川収委員 答え聞いてからじゃダメなんですか。

○西聖一委員 ダブるかなと思って。

○早田順一委員長 まず、聞いてから。ちょっと待ってください。

○上村畜産課長 まず、国の助成につきましては、野生動物侵入防護柵を設置する場合には必要な経費の2分の1を助成される事業がございます。県のほうが3分の1を助成するというので、合計で83.3%の補助率となります。したがって、生産者は16.6%の手出しとなりますが、市町村の上乗せがさらに乗った場合、最大で16.6%の補助を検討されている市町村もございますので、100%補助になるところもございます。あと、県及び市町村の負担の8割につきましては、特別交付税で措置されることとなっております。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

関連して、増加するイノシシの対策につい

ての御質問があったかと思えます。

まず、熊本県独自の取り組みはないかという点と、それから国への提案をどのようにされたかという、大きく2つだったかと思いますが、まず、県独自の取り組みといたしましては、1つは、庁内に連絡会議を設置しております。農林水産部だけでなく、環境生活部、警察、それから今回から危機管理防災課にも入っていただいて、情報の共有と、それから効率的な捕獲活動の実施という取り組みをしております。

それから、毎年11月から12月にかけて、強化対策の月間、強化月間というのを設置しまして、今年度は11月21日から今月20日までを強化月間とし、県内での一斉活動等について、周知、それから集落の点検活動を強化しているところでございます。

それから、3つ目といたしまして、こちらは自然保護課が中心になりますけれども、狩猟免許者の取得増加ということで、これも年内6回に試験回数をふやしたり、それから試験会場も県下全域に広げて、狩猟免許者の拡大に取り組んでいるところでございます。

それから次に、国への政策提案でございますけれども、これは、10月に、国に政策提案という形で農林水産部としての提案をしましたが、まず1点目は、捕獲の強化を図るためには、捕獲補助金の上限単価を引き上げて、短期間に集中的にできるような取り組みはできないかということで、捕獲補助金の拡大について御提案をしたところでございます。さらに、イノシシについては、なかなか生息頭数が把握できていないということで、やはりこの生息頭数をしっかり把握した上で、目標を持って捕獲に取り組む必要があるということで、環境省に対しまして、生息頭数の把握の技術的な方法の確立について御提案を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

種子条例に関しまして、種子産地でのイノシシ等の対策についてということでございます。

基本につきましては、むらづくり課からお話がありましたが、これに加えて、種子産地独自の課題があるのかどうかという点につきましては、この条例に基づきまして、産地強化計画を策定することとなっております。この策定の段階では、各主要産地の現状、課題、今後の対応について、それぞれ産地ごとに話し合いの機会を持つ予定にしております。その中から出てまいりました課題に対応して、それぞれの取り組みを支援していきたいと考えておまして、その中におきまして、鳥獣害対策等も出てまいりまして、その中で新たな対策が必要だということになれば、その対応について検討していきたいというふうに考えております。

○前川収委員 両方ともイノシシを中心とした害獣の駆除の話、野生動物の侵入防止という前提の中で話をしているわけですが、最近、非常に私のところにも、地元の皆さん方から何とかしてくれと、イノシシ防除を何とかしてくれという話がとても多く来ております。農家の方がお見えになったときは、特に若い皆さんを中心にですけれども、皆さんも農家ハンターになってくれと、もちろん公共も頑張って、それは減らす努力はしていくけれども、公共だけに頼っていても、なかなかそれは減らないんだから、自分たちが困っているんだしたら、自分たちでとる努力をしてくれと、だからちゃんと狩猟免許も取ってくださいと、そうせぬとなかなか言いにくいでしょうという話を、もうストレートに私は言います。そしたら、やっぱりちゃんと考えてやりたいという気持ちを持っていただくようにはなっておりませんでした。

ただ、その際に障害になるのが——障害とまでは言いませんけれども、箱わなをつくらなきゃいけないんだけど、箱わなは一人一人持ってますね、個人で。例えば、イノシシ対策でいけば、その箱わなの規格というのが全くないわけですね、ないと思います、私は。あるかもしれませんが——箱わなの規格がなくて、試行錯誤で今つくっているということで、例えば、行政でできるやり方の中で、その箱わなが、非常に——それはいろんなケース・バイ・ケースがあるかもしれませんが、割と安くて、堅牢で使いやすく、そしてよく入る。これ1人の人が試行錯誤してずっとやっても、その1人が完成するまでには非常に時間がかかるんですね。みんなで知恵を出して、こやんとがよかよというアイデアを出し合わせると、箱わなも、非常に効率的な熊本型と言っていいような箱わな、そして、集中して——最終的には生産者に売ればいいんだし、貸してもいいかもしれませんが、大量に発注して、もしほぼ完成品みたいなやつができて発注していけば、非常に効率的に箱わなの設置ができるんじゃないかなと思ってます。

狩猟免許の中でも、鉄砲ですね、ライフルのほうの免許っていうのは、そう簡単に私は普及しないと思いますし、余りそれだけばん普及しても反対に少し怖いところもあるわけですから、やっぱり主力になるのはわなだと思うんですね。わなをつくりましょうというのを、ほとんど今農家が自分たちで試行錯誤してやってるという環境で、もうばらばらですよ、それぞれ。私が聞いたら、地元の市会議員が、何人か免許取って箱わなつくってるけれども、もう半年待ちだと。地元の鉄工所に頼んでいったら、もうなかなかできないと。既製品もどうせないわけですね——既製品というのは、私聞いたことがなくて。

そういうのをちょっと研究してつくっていかれたら、農家の皆さん方に狩猟免許を取っ

ていただいて普及していく上において、非常に早いんじゃないかなと。多分、やろうと思った人がすぐにはやれないですよ、今の環境では。箱わながないんですね。つくらなきゃいかぬ。どうやってつくるのかというのが確立されていない。

その点についてはどうですか。県のほうでは、何か規格的なものとか、何かモデルとか、何かあるんですかね。教えてください。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

今御指摘をいただきました箱わなの規格については、御指摘のとおり、これだというのがございません。ただ、大きさについては、それぞれの地域だったり、あと、その鹿用、それからイノシシ用と、大きさがあったり、あと効率的に入るかどうか、それと入ったときに入り口が閉まる強さ、要は、幼獣が入って閉まると成獣が捕まらないので、どれぐらいの強さにするかというようなことで、地域によっては、メーカーさんといいますか、と共同でいろんな開発をしているというの聞いております。それから、水俣だったと思うんですけども、水俣工業高校の工業科の生徒たちと連携して、いろんな開発といいますか、研究をし、地元貢献で高校生がやっている事例もございます。

それから、最近ですと、ICTということで、入ったことを確認して、手動でスイッチを入れるようなやり方で効率化を図るような取り組み、それから、あと、どこにわなを仕掛けたら効率的に通るかということで、「えづけSTOP!」の防護柵とセットで、どういった場所に設置するかというような、いわゆる効率的な捕獲の技術の確立、こういうのも今いろんな集落の実態をつかみながら情報を収集しております。

あと、玉名市の上有所集落というのが、これも、先般、全国事例の中で発表させていた

だいたんですけれども、独自に、大きさを、小さいものから、今回大きなものの大型箱わなということで効率的に追い込んで、そこに、その集落でとれるミカンを餌として入れることで、効率的に捕まえるのを試行錯誤しながら技術的に開発をされておりますので、県といたしましては、そういったいろんな情報を集めて、委員御指摘のとおり、何か一定の基準、こんな形がいいですよというのを示すように、これから検討をさせていただきたいと思っております。

さらに、箱わなについて、半年待ちというのがありました。これは、国庫——交付金の対象にもなりますので、要望についてはしっかり酌み上げて、地域に必要な分を、補助金の交付をするように、これもあわせてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○前川収委員 ぜひ、いろんな知恵を集めて、あそこで頑張って、あそこでつくられたと、それが全县に反映できると、むしろ全国に反映できるようなアイデアをやっぱりやっいていこうとすれば、多分県ぐらいしかそんなことができる機関は、私はないと思っておりますので、そういう箱わなの効率化というんですかね、をやってもらいたい。ぜひお願いしたいと思っております。

それから、半年待ちというのは、交付金が半年待ちじゃなくて、つくるのに半年待ち、もう全部試行錯誤なもんですから、いっぱい今注文来てて、それは鉄工所が小さいところかもしれませんけれども、設計も何もかも全部ないもんですから。企画書もなけりゃ何もない、手探りでつくられるから、少しずつ改良されながら、それぞれのそういうつくる機関も頑張ってやってらっしゃるんですけれども、私が聞いた限りでは、半年待ちだという話です。お金じゃなくて物が。物が半年待ちだということでありましたので、さっき言

ったように、ある程度規格が固まれば、少し大量につくってもらって、それを支給するなり売るなりという方法があればいいし、たくさんの方のノウハウが集約されたものがやっぱりいいはずだと思っておりますので、そういうことをやってください。

それと、最後に、こういうとる政策はとる政策として進めながらも、とるモチベーションを上げるということのためには、やっぱり捕獲補助金、これが一番効果的だと私は思っておりますので、粘り強く他県との連携とか——多分、これ熊本だけじゃないですよ。もう全国ですよ。とりわけ、CSFが入ってしまって、結局、媒体としては偶蹄類、イノシシがその媒体になって広がっていくという状況をつくっているのは、もう明らかなわけがありますから、ゼロにしろとは言いません。ゼロにしようとは言いませんが、異常にふえ過ぎているこの状態をやっぱり改善することのためには、皆さんも、他県との連携等々もしていただきながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。この点は、もう答弁は要りません。

ありがとうございました。

○早田順一委員長 関連して、西委員、いいですか。

○西聖一委員 同じく、3ページの新規の事業ですけれども、事前の説明、ちょっとお聞きしてたのが、4月の義務化の中で、300施設ぐらい養豚施設があるんですかね。で、全部の施設が事業対象になってないようなお話を聞いたと思うんですけれども、その差はどういうことなのか、この事業に乗ってないのはどういうことかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども。例えば、私が考えるに、もうこの施設を導入しなくても全然大丈夫な施設なのか、これを機に廃業するのか、

そういう施設なのかということ。

○上村畜産課長 9月の段階で一回取りまとめた段階では、既に柵をつくってらっしゃる方もございまして、それは少ないんですけども。あとは、ちょっと廃業を近く考えてらっしゃる方は、少なくとも今回は手を挙げない。あと、ちょっと消極的な方としましては、2分の1補助では、なかなかお金がまだ自分ところの経営の中でできないという話があって、手をまだ挙げられていらっしゃらない農家がいらっしゃいました。で、今回、県が乗せるということをしましたところ、また新たに要望を調査していますので、上乘せで上がってきているところです。

○西聖一委員 ですから、義務化するということは、もう漏れなくちゃんとできるということで理解していいんですか。

○上村畜産課長 義務化されますので、漏れなくつけていただくように県も努力してまいります。

○西聖一委員 あと、もう1点心配するのが、もうこれ、全国一斉にするものですから、資材不足と業者不足という話が聞こえてくるんですけども、そこら辺の県の対応はどうなんでしょう。

○上村畜産課長 その声は、私どもも耳に入っております。まず資材が足りないということ、あと施工業者が少ないという2つであります。もう一つは、見積書が新たに3件とってしなきゃいけないので、それがとれてないという方もいらっしゃいます。

資材不足については、もう業者のほうも頑張って今ふやしているところなんですけれども、施工業者につきましてがなかなかぱっと対応できるところがなくて、農家の方とし

ましては、自分の付き合いのところぐらいしかないんで、その辺は、所管団体というか、今3団体で対応していますので、そこに相談が来るようにしています。あと、加えて、例えば、先日は、菊池のほうが特に数が多くて足りないということもあったので、商工会のほうにもお願いをしまして、こういう事業があって今進めているので、できるだけ協力をお願いしますということは求めております。

○西聖一委員 これは、もうとにかくCSF、ASFを発生させないのが、もう緊急課題なので、おくれても——おくれる事態が想定されるけれども、発生させないのが大前提なので、義務化の後、その違反に対してどうなるかはよくわかりませんが、本当、関係者の努力をお願いします。

あと1点、種子条例の話ですけども、言いたいことは前川先生がおっしゃったので、農業県熊本としては、いい条例をつくったと思っています。その中で、県の役割で、農研センター、農業改良普及、そして財政的な措置の対応を今後しっかりお願いしたいということだけ申し上げさせていただきます。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございせんか。

○岩本浩治委員 先ほど、前川委員から、箱わなの話があったんですが、私が聞いた中では、箱わなでも、ふたがない箱わなは講習を受けなくていいとか、そういうことを言われる方もいらっしゃいますし、あとは、先ほど県内で6回やっていますということでしたけれども、高齢化率が阿蘇地域も高くなってまして、特に波野地域の場合は、自分たちはもう行けないから、地域の公民館あたりでできないかというような話も入っております。

果たして、箱わなでもふたがないのは講習を受けなくていいのかどうかということ

よっと教えていただければと。やはり箱わなの講習のときは、阿蘇地区は、振興局だけじゃなくて、公民館とかでも、そういうコミュニティーセンターでできれば、自分たちもそれをやりたいと。

猟銃については、もう高齢化でやめて、そしてまた猟をするということは、非常にもう厳しいと。先ほど前川委員が言われましたように、やっぱり危険度合いがあるというようなことも言われておりますので、ちょっとその点を教えていただければと思います。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

申しわけございません。狩猟の資格要件については、自然保護課が所管しておりますので、詳細を承知しておりませんので、後ほど資格要件については御報告をさせていただきますと思います。

それから、狩猟免許の試験についてでございますが、先ほど、年6回、管内も、球磨、天草、阿蘇、宇城管内と合わせて、県庁で2回ということを実施をさせていただいております。前回も、岩本委員から御質問があったかと思いますが、各地域でということで、これについては、人数がそろえば自然保護課も検討したいということでもございましたので、再度、自然保護課のほうには、そういった御意見があったことを伝えておきたいと考えております。

以上でございます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 もう1点いいですか。済みません。

2ページでございます。阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務という中で、これ、令和2年度ということですが、ことしはもう5月からずっと降っております、そして10月

になれば南のほうに行くと。それが、ことしは、やっぱり気候の関係でしょうか、特に阿蘇が毎日やられておるような状況で、そういうときのこの分析調査、例えば、今年度の分析調査はいつごろ上がってくるのか。市町村が上げるということになっておりますが、この県の調査業務という部分の中身の資料とかそういうのがあればということで、阿蘇市も、ようやく先週、私、資料をもらったんです。ただ、その前に、住民からは、まだ県から何も来てませんとかいう話がありまして、ようやく先週もらったばかりなんです、そういうのがどういうふうになっているのか。

27年度に、火山灰の対策状況が出ておるんですけれども、中にはビニールとかブローとかコンプレッサーとかいうだけでなく、こんなに降るのであれば、やはりもう稲刈りもできないと。稲刈ってもコンバインがもう使い物にならぬというような話も出てきております。そういう部分でも何か検討を進めていただければなと思うんですが、ちょっと実態を教えていただければと思います。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

ただいま委員から御指摘のありました調査につきましては、年9回、県下20市町村の28カ所で調査をしております。

現在、まず降灰量について御説明いたしますが、降灰量調査は、3月から10月までの累計結果を出しておりますが、一番多く降っておりますのが、阿蘇市の高森寄りの波野ですね、こちらのほうが10アール当たり118キロになっております。それから、次が南阿蘇村の白水のほうで69キロ、そして高森の62キロとなっております。石灰を散布するなどの土壌改良、こういったものが必要となってきますのは、大体10アール当たり1トン、薄さにして、大体1ミリ降ったところなんです

けれども、それから灰の酸度、量と酸度が影響しますけれども、酸度で申し上げますと5.5度未満なんですけれども、現在のところ、降灰量と酸度を見ますと、土壌改良を必要とするような状況ではございません。

それから、そういった情報をどうやっておこなぎしているかという御質問につきましては、農業技術課のほうに農業革新支援センターといって専門員がおりますけれども、降灰量の調査につきましては、市町村、農協などにもデータをお返ししまして、また、ホームページのほうにも一応掲載をしております。それと一緒に農作物の技術対策、そういったものも、情報と一緒にあわせてお知らせをしているところでございます。

○岩本浩治委員 十分わかりました。ただ、酸性度に対して、10アール当たりというんですか、その降り方によっては、場所場所の酸性度が違うと。そういうときは、どげんなつとるかと言われるんですよね。だから、隅っこが降灰で酸性が高かった、こっちの反対の隅っこはなかったと。そういうときには、何かなかなか石灰をくれないという話があるんですよね。それは、どういうふうな感じなんですか。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

多分、苦土石灰あたりの補助につきましては、量と酸度の両面から判定をしているというところがございます。以前、平成27年からpHはかっておりますけれども、一番ひどいときで、平成28年10月8日がpHの3.3ということで、9月19日は、南阿蘇村のほうで5.8というところなものですから、こちらの補助事業等の基準によりますと、今のところは土壌改良の散布まではいってないのではないかとこのように一応考えております。

○岩本浩治委員 はい、わかりました。

○早田順一委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第16号、第20号及び第33号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

C S F、A S Fについて御報告させていただきます。

まず、報告資料の表紙の点線囲みをごらんください。

豚コレラ、アフリカ豚コレラの呼称と表記

の変更がされておりまして、国際獣疫事務局（OIE）で使われる正式名称に合わせて、豚コレラをCSF、アフリカ豚コレラをASFと呼称を表記させていただきます。

めくっていただきまして、1ページの1をごらんください。

CSFとASFは、別の病気でありまして、それぞれのウイルス感染によって発病いたします。どちらも致死率が高く、治療法がありません。特にASFは、致死率が100%であり、ワクチンもないという特徴がございます。

右側の2をごらんください。

前回の清浄国認定までの経過でございます。

平成8年から、国は清浄化対策を開始しましたが、CSF清浄国となるまでに11年かかっております。

2ページ、右上の地図をごらんください。

赤く塗り潰した県が飼養豚と野生イノシシどちらも発生した7県、黄色い県が野生イノシシのみで発生した5県でございます。これまで、飼養豚での発生は50例確認され、15万頭が殺処分されております。

4のワクチン接種状況ですが、飼養豚に対しては、注射によりワクチン接種が行われており、野生イノシシに対しては、写真の経口ワクチンをベルト状に散布されております。

めくっていただき、3ページの5ですが、ワクチンの接種条件は、法に基づき、国が指定する推奨地域のみで可能となっており、本県は、現在、接種不可能であります。

6のワクチン接種のデメリットとしましては、主に生きた豚の県外への移動ができなくなる、輸出制限を受ける可能性がある、国が中止の指示を出すまでワクチンを打ち続ける必要があるといった点がございます。

4ページの7をごらんください。

本県の防疫対応としましては、家畜防疫員による全養豚農家の立入検査や豚の県外導入

状況調査を行い、異常がないことと発生県からの導入がないことを確認しております。さらに、発生県へ家畜防疫員を派遣し、本県獣医師職員の防疫対応に関する経験値向上を図っております。

8の水際防疫としましては、写真のように、八代港での手荷物検査や熊本空港での靴底消毒を行っております。

めくっていただき、5ページ右の地図をごらんください。

ワクチンも治療法もなく、致死率100%のASFについて、韓国でも、北朝鮮との国境付近において、飼養豚で14件、イノシシで32件の発生が見られております。

この脅威と国内で発生しているCSFに対して、野生動物侵入を防止するため、先ほど御審議いただきました防護柵設置の事業を行うこととしております。

下の図のとおり、国2分の1、県3分の1を合わせると83.3%の補助となり、市町村が上乘せした場合、さらに生産者の負担が少なくなります。

なお、点線囲みのおり、県及び市町村負担分の8割は特別交付税で措置されます。

最下段の米印のおり、野生イノシシ侵入防止対策として、防護柵が義務化されることから、国は補助事業を設置したところでございますが、今回、さらに特交措置を講じてまで県、市町村の連携を求めるほど必要性、緊急性が極めて高いことを受けまして、県としましても、上乘せ補助により特別に高率補助とし、養豚農家へ防護柵の設置を進めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

別冊資料の(2)、平成30年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。

枠の中に概要を、下に関連データを記載しております。

図1に被害額の推移、表1に平成30年度鳥獣種別の被害額の一覧表を記載しています。

平成30年度の野生鳥獣による農作物の被害額は、前年度より3,600万円減少、前年度に比べてマイナス8%の4億4,100万円となりましたが、依然高い水準で推移している状況です。

図2と表1をごらんください。

獣種別の被害額は、イノシシによる被害が全体の50%を占めており、次いでカラスが14%、カモが11%となっています。前年度より、イノシシ、カラス、鹿の被害は減少しましたが、カモ、タヌキの被害額は増加しています。

図3をごらんください。

作物別の被害額では、野菜が33%と最も高く、次いで果樹が29%、米が22%となっています。

県が進めている「えづけSTOP!」を基本とした集落ぐるみでの取り組みの拡大や侵入防止柵の設置、捕獲の強化により、イノシシや鹿の被害は減少したものと考えています。一方で、取り組みが難しいカモなどの鳥類、タヌキ等中型獣類による被害が一部の地域で大きくなったものと考えています。

2ページをお願いいたします。

図4に地域別の被害額を記載しています。地域別の被害額は、上益城、鹿本、阿蘇、天草地域で10%以上減少していますが、八代、球磨では10%以上増加しています。これを鳥獣種別に見ますと、上益城、天草ではイノシシ、鹿本ではその他獣類、阿蘇では鹿による被害が減少しています。一方、八代ではカモ、球磨地域ではイノシシによる被害額が増加しています。

表2に全国の被害額と上位10道県の一覧表を記載しています。全国の被害額は、158億

円で、前年度に比べ4%、金額で約6億円減少し、九州の被害額は、22億円で、前年度に比べて5%、金額で約1億円の減少となっています。本県の減少率は、7.6%で、全国平均、九州平均よりも減少率が大きくなっています。

3ページに野生鳥獣の捕獲頭数などの関連データを記載しています。

また、4ページには、被害状況写真を掲載していますので、参考に確認いただきたいと思えます。

むらづくり課からの御報告は以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

第2期地下水と土を育む農業の推進に関する計画(案)について御説明します。

1ページをお願いいたします。

当計画は、地下水と土を育む農業推進条例に基づき作成したもので、本年度が第1期の最終年となっております。

具体的には、中ほどにありますとおり、5本の柱で、本年度末を目標に取り組みを進めているところであり、次の2ページに30年度末時点の実績を記載しております。

主な取り組み実績としまして、基本的施策の1つ目の県民運動では、知事を本部長に、農業者、地下水保全団体、消費者団体などを構成員とする県民会議を立ち上げ、各団体が主体的に取り組む運動として推進してきました。その結果、グリーン農業の応援宣言者数は、30年度末で目標の96%となり、本年8月には、既に目標を達成しております。

2つ目のグリーン農業推進では、生産宣言者が目標である販売農家の半数を超え、3つ目の堆肥の広域流通は80%の達成です。

4つ目の水田の有効活用では、地下水流域における水田湛水面積が28年度の地震で減少しましたが、30年度は目標の80%まで回復し

てきております。

このような結果を踏まえ、第2期計画の概要を次の3ページで説明いたします。

次期計画も、基本的に第1期計画の5つの施策を継続し、取り組み内容の拡充を図ります。

第2章の「目標」にありますように、県民理解の深化、取り組みの充実及び高度化、それを支える仕組みの強化に取り組んでいく計画です。

次の4ページに具体的な取り組みと目標を示しておりますが、主なものとして、1つ目の県民運動の展開では、広い世代への理解促進として、子供たちを対象とした学びの場をふやします。

2つ目のグリーン農業の推進では、化学肥料、農薬の使用量を現時点からさらに20%削減させる計画です。

4つ目の水田湛水では、白川中流域だけでなく、益城町や西原村などの台地部の水田涵養量も目標に掲げ、推進を図っていきます。

スケジュールにつきましては、現在、パブリックコメント中です。パブコメ後は、1月28日開催予定の県民会議へ報告し、来年4月からの開始となります。

以上で農業技術課の報告を終わります。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

(4) 営農再開の進捗状況等について御説明させていただきます。

1ページは、熊本地震からの復旧・復興プランにおいて、重点的に進捗管理を行う創造的復興に向けた重点10項目になります。それぞれの取り組みについて、関係部局から、この11月定例会の常任委員会において説明を行うこととしています。

農林水産部におきましては、農地及び営農施設の復旧等による被災農家の営農再開100%完了に取り組んでおります。

2ページをごらんください。

秋津地区、阿蘇谷地区、乙ヶ瀬地区における創造的復興による農地の大区画化等に取り組むにつ、令和元年11月末の営農再開率は99.8%となっております。

下の3ページをごらんください。

営農再開率は、99.8%、残る0.2%は、山都町に集中しております。

下段のグラフのとおり、10月末の入札では契約率が大幅に増加するなど、営農再開の実現に向けて大きく前進しております。

一方で、残る0.2%の農家の今年度内の営農再開を確実にするために、山都町からの要請も踏まえまして、特に地形条件が厳しいエリアの復旧事業、復旧工事を町から受託することを含めまして、人的、技術的支援を重点的に実施してまいります。

農林水産政策課からは以上です。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○高木健次委員 報告の令和元年11月の県議会定例会農林水産常任委員会報告、CSF、ASFの資料についてちょっとお尋ねしますが、今回また補正予算でも養豚場への補助金等が計上されておりますが、そもそも養豚——豚が死んでいくということは、一応イノシシが媒体だろうということで、その辺の対策を一生懸命、今やっておるわけですね。ただ、感染ルートというのがわかれば、それ以前に大きな効果を得るだろうという気がするんですね。

ただ、非常にこれは、感染ルートというのは、今まで国も県もいろいろ研究とかそういう調査をやっていると思うんですけども、なかなか、やっぱり今の科学をもって、その感染ルートがはっきりしない。

聞くところによると——私も初めて知った

んですよ。カラスは、今越冬で中国とかから日本に来るみたいなんですよね。先般、ちょっと桜町のあそこの公園の樹木、クスノキにカラスが巣をつくってる、夜は寝にくると。あのカラスも、実は中国あたりから来ているカラスだそうなんです。ですから、カラス、いろいろな感染ルートはあると思うんですけども、そこを突きとめない限り、この問題はずっと続くんじゃないのかなと。

ただし、やっぱり国もいろいろな研究機関でそういう感染ルートの解明というのをやってると思うんですけども、なかなかそれはできない。もちろんやってると思うんですけども、国の機関——これは県の畜産関係のそういう——病原体ですよ、感染ルートとかの研究自体も、県のほうでも今の現状でやっている分野があるんですかね。

○上村畜産課長 県の研究では、そこはやってございません。

○高木健次委員 これは、SF映画で1回見たことがあるんですけども、将来はウイルスと人類との戦いだろうと。それで、最終的にはウイルスに負けて、人類が滅亡するだろうというようなSF、極端なあれかもしれないけれども、案外その可能性というのは、これは何といいますか、わからない未知のウイルスがどんどん出てくるということの警鐘だろうと思うんですけども、やっぱりこれは何としても感染ルート、例えば、観光客が、今中国とか韓国とかどんどん来てますよね。韓国は、今少ないですけども。生肉を持ってきたりとか、いろいろソーセージを持ってきたりとか、向こうは平気でそういうことをやるわけですよ。持ってきて、違反だろうということの感覚もない、そういう認識もない。

そういうことで、やっぱり空港とか、ここに載っていますけれども、港での検疫とか、

やっぱりやっているけれども、その辺ではなかなかウイルスというのが見つけ出せられない。ということは、非常にやっぱり検疫も含めて、しっかりとこの辺は対応していかないといけないだろうと。

そのためには、やっぱり研究機関というか、その辺のしっかりした充実は、県のほうでもこれは持たないと、やっぱりとんでもないことになりやしないのかなと危惧しておりますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○上村畜産課長 委員御指摘のとおり、今回の発生した原因につきましても、CSFウイルスが付着した食品が国外から違法に持ち込まれて、家庭ごみとして廃棄されたり、行楽地などで廃棄されたりすることで、それを野生イノシシが食べて最初に感染した可能性が高いというふうに言われています。その後、感染した野生イノシシが農場で豚と直接接触したか、もしくはその野生イノシシの由来のウイルスが小動物とか、先ほどおっしゃったカラスとかで、また人や車両とかの媒介で農場内に侵入したということも考えられております。

今回、そういうことをできるだけなくそうということで、飼養衛生管理基準の遵守ということで柵の設置が義務化されまして、それに対して県も補助しています。

あと、国外からの国内への侵入防止というのは、もう国防的な考えでもありますので、国と協力してやっていきたいと思っております。

○高木健次委員 そういうことで、これは、しっかりその辺の根源といいますか、根元を絶たないと、なかなかいつまでたっても収束しないと、発生するという状況が極めて高いと思いますので。ただ、大きい機関、国とかそういう国防関係じゃなくして、県独自の何

がしかのそういう機関をやっぱり持って対応していったほうがいいんじゃないのかなど。大きいところがそういうウイルスを発見するとか、ちっちゃいところではできないとか、そういう問題じゃないと思うんですよね。やっぱり研究次第では、そういうのができる可能性もあるというように思いますので、ぜひその辺は一回検討してみてください。県のほうでもということ。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 一ついいですか、済みません。

さっきから鳥獣被害にこだわってますけれども、30年度の野生鳥獣による農作物の被害状況の報告資料の1ページ、2ページ、全国平均とそれから県内の被害額の状況について御報告をいただいています。

ちょっと気になるのが、被害額は確かに下がってるんですね。下がってますが、耕作面積、つまり、昨年被害に遭った、毎年被害に遭うからもうやめたという人が耕作をしないと、それは被害が出ないわけですから被害額が減るわけですね。

つまり、イノシシの防除柵で効果が出るのか、で下がってるのか、もしくはもう被害で諦めて、やめて被害額が下がっているのか、そこの見きわめが非常に大事だというふうに思っています。もちろん下がったほうがいいんですよ。下がったほうがいいけれども、耕作面積を——やめるのがふえて、もう諦めて、やめた面積で——やめたら被害は出ないわけですから、それで被害になっているのか、その辺の因果関係はわかりますか。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

今委員御指摘がございました耕作放棄地化

に伴って耕作しなかったことによる被害額、これは今の実態調査の中では把握できていないというのが事実でございます。

今の調査方法ですと、実際作付をして被害を受けて収量減になったようなものを、聞き取り調査とか共済の確認等で被害報告として受けておる状況でございます。市町村からの報告によりますと、防護柵とかを設置したことによって、対策をとったところでは被害が減ったということで、一定の成果があったという御報告は受けていますが、一方で、つくことをやめたことによって耕作放棄地がふえたという報告もいただいております。

ただ、この分の実数をしっかり把握はできていませんので、そういった見えない被害額の把握が何かできないかということで、今国と連携をして、来年度以降、少し県内でも実態調査をやりたいということで準備を進めているところでございます。

以上です。

○前川収委員 皆さんの努力や農家の努力の中で被害額が減ってることは、数字としては認めてますけれども、しかも、それは評価しているわけでありまして、どうしても私の質問のとおり、それでお認めいただいたとおり、耕作面積が減っている部分がカウントされない数字に今はなってるわけでありまして、つまり、つくらないから、つくらなきゃつくらないほど減っていくわけですよ。それが果たして本当に鳥獣被害の対策の評価なのかという部分は、一定の疑問は私は残っているというふうに思っていますので、来年度そういう取り組みをしていただくということであれば、ぜひ実態的な数値の被害額を見てもらいたいなと思っています。

つまり、頑張ってます、もう頑張っていたいでいますよ、わかっているんです。農家も本当に頑張って、耕種農家のほとんどは自分たちで設置されますよ、柵は、自分たち

で。農家で、みんな総出で出てきて、何キロも何十キロも自分たちでこうして設置して、業者に頼まずに自分たちでやられます。そうやって頑張ったところで見きわめがあって、もうよか、おいげにはもうせぬて言わすときもやっぱりあるんですね、その中には。そして、もう被害額が減った——去年はつくって、ことしはつくらないわけですから、去年出た被害がことしは出ないわけですから、被害額が減ったという数字にカウントされていくということでもありますから、本当に抜本のかどうかちょっと疑問があるので、そこはしっかり把握していただきながら、よろしくお願いしたいと思います。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 さっきのCSF、ASFについて、さっき聞けばよかったんですけども、もう1つだけ。

1ページのCSF清浄国、そして19年に報告をしたということで、ただ、ワクチン接種から11年、こういう長い年月がやっぱりかかっているわけですよ。今回また令和2年9月に非清浄国に移行ということになってますけれども、非清浄国というと、聞いた感じでは、非常にこう何か汚染国みたいな感じを受けるんですよ。それからすると非常に——人間が食べても問題はないということは聞いてますけれども、この名前からして、イメージ的には非常に悪いような感じがして、輸出とかそういう関係についても、非常にデメリットといたしますか、その辺があるのかなという感じがしますけれども、その辺についての見解はいかがですか。

○上村畜産課長 まず、非清浄国の輸出の関係ですけれども、先方、相手国が、2国間協議でございますので、相手国が非清浄国である場合は、もう特に拒めない。逆に、清浄国

のときに拒まれるので、出せないというのがあります。熊本県からは、香港を中心に出てますけれども、香港は今回は受け入れるという話ですので、特にそこには影響はありません。

風評被害的な話でございますけれども、今回、もう既にワクチン接種の豚が出荷が始まっておりますけれども、豚価には影響はあっていない状態です。

○高木健次委員 この非清浄国に9月に移行したら、これが解除になるためには、また10年とか大変な年月がかかるんですよ。どのくらいかかる。

○上村畜産課長 どのくらいかかるかは、ここではわかりませんが、今回は、全国で発生している中で、清浄国化するために国がまずワクチンを全国で打って、それを一斉にとめてというやり方でやっております。今回は、全国で打たないのはそのために、一定地域だけで終わらせようということで、もうワクチンを打つ段階から、収束というか非清浄国に向けての作業も考えて、国は今動いておりますので、11年かかることはないと思っております。

○早田順一委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、その他で何かございませんか。

○前川収委員 報告以外のその他で2つ、関連するんですけども、お聞きしたいと思います。

森林環境譲与税、いよいよもう市町村、県にも譲与が始まったというふうに伺ってますので、その使用の状況ですね。市町村や県の中でどう使われているのか、把握できてる範囲の中で教えていただきたいというふうに思

います。

それともう1つ、知事が、一般質問の答弁で、今回、二酸化炭素排出をゼロにするという宣言をなさいましたね。何年後だったか忘れちゃいましたが……（「2050年」と呼ぶ者あり）2050年か、2050年にゼロを目指すという宣言をされました。

当然、これは排出源と吸収源と2つあるわけでありまして、排出を抑制しながら吸収源をしっかりとつくるという、これじゃないとできないと思うんですね。排出源をゼロにすることは、多分、我々の文化的な生活、今の状況から考えりゃほぼ不可能だと思いますので、いかに排出源を抑える努力と同時に、吸収源対策をしっかりとやっていくかということ、これがとても大事だというふうに思いますが、どうも最近、吸収源の話がなくて、排出源ばかり話が出ているようでありますけれども、この吸収源対策については、これからそのプログラムはつくっていくかというふうに思いますけれども、これまでと同じことをやっても絶対ゼロにはならないわけがありますから、どういうことを——吸収源の主な担い手になるのは、多分、森林であるとか、農業であるとか、そういう二酸化炭素を取り入れて酸素を出す、そういったものというかな、そういう産業体だろうと思うので、その辺のところは、農林水産部として、どういう考えを、今からでしょうけれども、おつくりいただくのか。多分、それをそろえていかない限り、宣言は宣言にならないですね。それは、実効性がないということを言われざるを得ないという状況になると思いますので、その点お考えは——まだ最近言われたばかりだからまとまっていらないと思いますけれども、方向性だけでも教えていただければありがたいなと思います。

○早田順一委員長 これはどなたが。

○前川収委員 最初は森林から。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

1点目の森林環境譲与税の市町村における活用状況というところでございます。

9月の30日に、年2回に分けて、今年度分の譲与税を配付するというところで、1回目の配付がございました。というところで、具体的に市町村のほうでもどンドン執行を、加速化をさせていっていただいているという状況だと理解をしております。

とにもかくにも、この森林環境譲与税、森林整備に充てる財源として、今年度から導入されたものでありまして、あわせて、今年度から森林経営管理法、これの施行に伴って譲与が開始をされたというものでございます。今市町村におきましては、森林経営管理法における森林所有者さんへの意向調査、これを鋭意本当に頑張らせていただいております。

全国的にも、進度として非常に早いというところで、林野庁からも評価をいただいております。具体的には、もう既に6市町で意向調査票発出に至ったというところでございます。この経費に今充てていただいているというところでございますので、この意向調査の結果が取りまとまって以降、来年度以降は、具体的に森林整備の実績が森林環境譲与税の実績として上がってくるもの、このように認識をしております。

以上でございます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今後の農林水産部におけます吸収源対策につきましては、現時点で検討中でございますが、現在、農林水産部におけます農業の基本計画、林業の基本計画、はたまた水産業の基本計画も最終年でございまして、来年度が見直し時期ということでございますので、委員

の御指摘も踏まえまして検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○古賀森林局長 森林局でございます。

吸収源対策については、従来から、森林局のほうで、管理されてない森林を、人工林とか、特に管理していくと。管理というのは何かというと、間伐とかいうのをやっていくという話と、今ちょっと課題的にあるのは、伐採した後の造林ですかね。これをきちっとやっていくというのも大事ななというふうに認識しております。

以上です。

○前川収委員 私はあえて聞いたんです。

2050年に熊本県がゼロを目指す、二酸化炭素排出ゼロを目指すというこの宣言と、同時に、実は、森林環境譲与税が施行されたのもこととしてありまして、この9月からという話でありました。全ての政策の中にいわゆる排出源ゼロを目指す、二酸化炭素排出ゼロを目指すというベースをぜひ入れ込んでいただきたいということと、森林環境整備をやっていく上におけるインフラですね。インフラ整備というのが絶対必要で、地権者がわからない、筆界がわからない、誰に言ってもいいかわからない、これがまだ山の中には実態としてたくさんあります。

しかも、これは今、今でももう遅いんですけども——今までの森林整備の阻害要因は、非常にこの部分が大きかったと思っております。荒れた山があるのに誰が持ち主かわからないと、しかも境界もわからないと。荒れた山をどうやって整備しようかといったって、今までの法律では誰も整備できない。今度の森林経営管理法でいけば、新しい法律でいけば、最終的に手続は必要ですけども、行政でやれるようにはなると思っています。

ただし、これは公示したりとか、いろんな

所有者不明みたいな手続をきちっとやらないとできないから、これもやっぱりかなり年数がかかるやつだろうと思いますが、少なくとも——ぜひ森林整備の、インフラ整備をしっかりとやってもらって——林道だつてつくれないんですよ、それがないとつくれない。人の土地に勝手に物を入れたり造作を変えたりすることはできないわけでありますから、それは、結局、知事がおっしゃったような、二酸化炭素ゼロ宣言とイコールで、吸収源対策——もちろん、ほかの産業分野もあると思いますが、大きな二酸化炭素の削減の担い手たる林業、森林、ここをしっかりとやっていくということじゃないと、多分、知事の宣言は達成できないというふうに思っていますので、ぜひしっかりと取り組んでください。よろしくお願いします。

以上です。もう要りません、答えは。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○坂梨剛昭委員 漁港と漁場について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

県が管理している漁港の今の整備状況、あとは、どこの漁港も著しくもう老朽化しているかと思いますが、その整備状況と、また、漁港内のしゅんせつ土砂の堆積状況とかを教えていただきたい。

また、その土砂捨て場の確保、塩屋のほうも、今まではその対応をされてたかと思いますが、それも容量オーバーする状況になるかと思いますが、今後、どのような形で県が取り組んでいかれるのか、その状況を教えていただきたいと思っております。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

まず、漁港の状況についてということで、ちょっと全体的な概要という形になりますけれども、県で管理しております漁港の状況と

しては、ほぼ改良的なものとしては、大きく見ますと、概成的なレベルまで達しているのかなというところです。いわゆる新規的にこれから大規模改良というような時代よりも、これから老朽化、長寿命化対策をメインにやっていくというような取り組みを中心的な施策として考えているところでございます。

次に、漁港の堆積状況、いわゆるしゅんせつ土砂の状況でございますけれども、これも、先日9月の議会で前川委員からちょっと御指摘あったところでございますけれども、有明海や八代海の干潟にあります漁港につきましても、しゅんせつ土砂の対策というのが非常に重要な課題かというふうに認識しているところでございます。

今現在、有明の塩屋漁港、熊本市にございます塩屋漁港におきまして、しゅんせつ土砂を受け入れているところでございますけれども、間もなく満杯になるというところでございまして、この満杯の容量を少しでも拡大しようということで、来年度から沈下促進ということで、新規事業に取り組もうというふうに考えているところでございます。

あわせて、土砂の有効活用を考えたいというところで、他県の事例も参考にしながら、沖合のほうに覆砂材として一部活用できないかというようなこともちょっと検討しているところでございます。

さらに、土砂処分場の新規の計画につきましても、これから関係市町とも一緒に連携して、建設に向けた取り組みを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○坂梨剛昭委員 県が管理している以外の各自治体が管理しているところも、漁港を抱えているのは、私も、前回一般質問のほうでちょっと要望させていただきましたが、土砂を捨てる場所が確保できず、その捨てるだけで

莫大な予算を組まなければいけないと。これが、年度年度組まなきゃいけないということになると、もう各自治体の、圧迫するような状況になるということで、そこは、県のほうともぜひとも相談をさせていただきながらということをお各自治体も言われているので、その件に関しては、ぜひとも、今後、各自治体とも連携を組みながら検討をしていただきたいなと思います。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、私のほうから1点ございます。

委員会で管外視察のほうに行かせていただきましたけれども、北海道では、スマート農業の視察をさせていただきました。これから、国ではスマート農業、熊本県ではスマート農業、林業、水産業ということでございまして、これから、技術者といいますか、そういうスマート農業をするための人を育てるための今後の考え方ですね。例えば、農業大学校、あるいは林業大学校、水産業、そういった中での技術者、そういう方々を育てるための取り組みというのは、今後どのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

農業大学校のお話が出ましたので、農業大学校の現状について説明を申し上げたいと思います。

農業大学校では、スマート農業、実際、授業の中で取り組みをしているところでございます。外部から講師を雇いまして、スマート農業、実際にドローンとかの授業に取り組んでおります。

また、一方では、農業大学校外の授業といったしましても、実際の公益法人等へ行きまして、そういう取り組みをやっているところを

研修するというか、そういった授業に取り組んでいるところでございます。そういったところからスマート農業に関心を持つ生徒等を育てているというような状況でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

人材の育成につきましては、まず、県のほうは、現場で指導をしております農業普及指導員がおりますので、普及指導員に対しましては、本年度から視察になるべく多く行くようにということと、それから研修体制、それを民間の機械メーカー、そういった方たちを講師とした研修を強化をしている状況になります。

それから、もう1点、農業高校との連携につきましては、民間のほうから、やはりドローンであるとか無人トラクター、それから直進アシストの田植え機とか、そういったものの実演会、そういったものを農業高校と連携しながら、やはり早くから若い農業を担う方たちにそういったものをしていただくということを視点を、そういう連携をしながらの活動も行っている状況でございます。

以上でございます。

○早田順一委員長 林業関係、水産関係はどうですか。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

林業大学校では、ことしの4月に、くまもと林業大学校を開校いたしました。その中の座学の中で、レーザー航測とかドローン活用などを授業の中で教えているところでございます。

それとあと、実際、人吉のほうで、現在、レーザー航測とか活用しましてスマート林業を始めておりますので、その辺の成果も含めて普及してまいりたいと考えているところで

ございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

水産業に関しましては、今まさにスマートを使った養殖業についてシステムをつくり始めているという段階でございます。熊本型という形で、マダイを対象にした養殖、ICTを使った養殖技術の開発をしているということで、これは、養殖業者、技術者、それから大学の先生方と組んだ形で、まずそこをつくるところからということでスタートしているという状況でございます。

○早田順一委員長 ありがとうございます。

農林水産業、それぞれ今までの仕事もあるかというふうに思いますけれども、こういったスマート農業、林業、水産業で、新たな雇用の場も生まれる可能性がございますので、ぜひそちらのほうにもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」「よろしく願います」と呼

ぶ者あり)

○早田順一委員長 異議なしということでございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、10月に実施しました管外視察の概要をまとめさせましたので、お配りしております。

管外視察では、秋田県における公共建築物等の木造化、木質化や北海道におけるスマート畜産、スマート農業、水産物の販路拡大の取り組み等について視察をさせていただきました。皆様の御協力のおかげで、大変有意義な視察を行うことができました。心から感謝を申し上げたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が1件提出されております。参考として、お手元に配付をしております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまです。

午前11時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長